

秋田県工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、県営請負工事の成績を評定（以下「評定」という。）するために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として一件の予定価格(税込)が500万円以上の県営請負工事について行うものとする。ただし、機械器具設置、電気通信工事及び維持修繕工事等で所属部局の長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員とし、次の各号に掲げる者とする。

一 主任監督員及び監督員

秋田県請負工事監督事務処理要領（平成26年4月1日技管-35）第2条及び各部局の運用等（以下、「監督事務処理要領等」という。）に定める監督職員をいう。

二 総括監督員

監督事務処理要領等に定める監督職員をいう。

ただし、総括監督員を配置しない工事においては、主任監督員または技術の担当総括者が評定するものとする。

三 検査員

秋田県工事検査要綱（平成22年2月25日検-58）第五条に定める検査員（以下「検査員」という。）をいう。

(評定の方法)

第4 評定は工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一件の工事に評定者が複数いる場合においては、その両者の者が協議のうえ評定を行うものとする。

3 前項の評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

(評定表)

第5 評定は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙-1から別紙-5）を用いて別記様式第1の秋田県工事成績評定表（以下「評定表」という。）及び別記様式第2の細目別評定点採点表によって行うものとする。

(評定表の提出)

- 第6 監督職員等である評定者は工事完成検査が実施されるまでに、それぞれ評価を担当する項目の評定を行い、検査員である評定者は、完成検査を実施したときに評価を担当する項目の評定を行い、監督職員等の結果と合わせて全項目の評定結果を取りまとめるものとする。
- 2 検査員は、評定を定めたときは、評定表を検査結果通知書に付するものとする。
 - 3 検査員である評定者は、評定を行ったときは、評定表の原本を発注公所の所属長に提出するものとする。ただし、契約額 2,000 万円未満の工事及び地方検査員が行った工事完成検査については、検査課長を経由する必要はないものとする。

(評定表の集計及び公表等)

- 第7 建設部技術管理課長は、毎年度、成績評定結果を取りまとめ、その結果を所管部局長及び出納局長に報告するとともに、建設部技術管理課及び各地域振興局の契約担当課所にて別紙様式「建設工事成績評定結果」を閲覧公表するものとする。
- 2 閲覧は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第1条各号に掲げる日を除く日とし、閲覧の時間は、秋田県職員服務規程により定められた職員の勤務時間とする。
 - 3 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
 - 4 閲覧に供した資料の複写の要求については応じないものとする。
 - 5 閲覧の期間は、公表した日の翌日から起算して5年間が経過する日までとする。

(評定の結果の通知)

- 第8 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、工事完成検査の通知手続きと合わせ、当該工事の請負者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

- 第9 契約担当者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
 - 3 契約担当者は、前項による回答を行うときは、別に定める秋田県工事成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の事項については、第8または第9の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

- 第 11 第 10 による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に対して再説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して 50 日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
 - 3 契約担当者は、前項による回答を行うときは、別に定める秋田県入札制度適正化推進委員会の審議を経てから回答するものとする。
 - 4 第 1 項及び第 2 項の事項については、第 10 第 2 項の回答において明らかにするものとする。

附則

1. この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「秋田県工事成績評定要領」（平成 7 年 4 月 1 日施行）、「秋田県工事成績評定要領等改正（案）の試行について」（検-157 平成 9 年 3 月 28 日）および「秋田県工事成績評定要領等改正（案）の継続試行について」（検-518 平成 9 年 9 月 26 日）は廃止する。

附則

1. この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「秋田県工事検査規程及び関係要領の一部改正について」（平成 13 年 3 月 9 日 検-824）による秋田県工事成績評定要領は廃止する。
3. 「秋田県工事成績評定理由書の様式について」（平成 12 年 9 月 22 日 建管-1257）、「秋田県工事成績評定理由書の様式の変更について」（平成 12 年 11 月 2 日 建管-1551）、「秋田県工事成績評定理由書の添付について」（平成 12 年 12 月 7 日 建管-1746）は廃止する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日以降契約締結する工事から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日以降契約締結する工事から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この要領は、平成21年5月23日から施行する。

附則

この要領は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。